

労務管理セミナー

「建設業における労働時間対策」

～上限規制の適用に向けて、建設現場の労働時間管理について解説します～

主催：一般社団法人 新宿労働基準協会

2024年4月から、建設業も36協定による時間外労働の上限規制の対象となり、臨時的な特別の事情がなければ、原則として月45時間・年360時間を超えて労働させることができなくなります。労働時間の考え方など、労基法の基本を踏まえて、建設現場の就労実態に即した労働時間管理について解説します。多数のご参加をお待ちしております。

1 日 時 2023年3月3日（金）14：00～16：30（開場13：30～）

2 場 所 「BIZ新宿 3階研修室A」（新宿区西新宿6-8-2）（裏面地図参照）

3 内 容

- ・労働基準監督署による労働時間監督の最近の動向
- ・建設現場における労働時間管理上の課題
- ・36協定による時間外労働の上限規制の内容
- ・裁判例、行政通達における労働時間の考え方
- ・労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
- ・自己申告制により労働時間を把握するためのポイント
- ・時間外労働の割増率の改定、その他

4 講 師

森井労働法務事務所 所長 特定社会保険労務士(元労働基準監督署長) **森井博子** 氏
著書に『森井博子が解説！建設業の労基署対応』（日本法令）、「労基署がやってきた！」（宝島社）、「労働基準関係法事件ファイル」（共著、日本法令）、「『The 検証！』労働災害事件ファイル」（共著、労働調査会）など。

5 受講料（資料代、消費税含む）当協会の会員は4,000円 非会員は6,000円
2023年2月24日（金）までに下記口座宛お振込み下さい。

銀行名 三菱UFJ銀行 田町支店 口座番号 普通預金 0397963
口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会

振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい（例 0303 〇〇カイシャ等）。
2月24日（金）までの取消しは、受講料を全額返還します。（振込手数料はご負担下さい）以降の取消しは返還できません。

6 受講申込（定員60名）

FAXにて、三田労働基準協会宛てお申込みください。

（一社）三田労働基準協会 港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

講習会当日は、この申込書（コピー可）をご持参ください。

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

「建設業における労働時間対策」

講習会 Fax 申込書 兼 受講票

- 実施日：2023年3月3日(金) 14:00~16:30 開場13:30~●
 申込 Fax. 送付先 (一社) 三田労働基準協会事務局 あて
 Fax. 03-3451-7692

いずれか、○をお付け下さい	協会会員 三田・新宿・品川・大田・渋谷・池袋 協会会員以外		
事業場名			
所在地			
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 職・氏名			
受講者氏名			
メール案内 要・否	担当者メール アドレス		

注：① 個人情報とは本講習会以外の目的に利用することはありません。

② 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用ください。

③ 発熱等感染症のおそれのある場合は、受講をご遠慮ください。

会場案内図 JR新宿駅 徒歩12分 東京メトロ西新宿駅 徒歩5分 都営地下鉄都庁前駅 徒歩4分

